

ニュージーランド政府向けの当社備蓄原油の融通について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は、今般、本年11月5日に発効した日本・ニュージーランド両国政府間の備蓄融通協定に基づき、我が国で初めて、「緊急時に当社の備蓄原油を買い取る権利」をニュージーランド政府に付与する契約を締結しましたので、お知らせいたします。

この契約により当社は、世界的な石油供給に危機的事態が発生した場合、当社の備蓄原油の一部を、同国の国家備蓄原油として放出(売却)することとなりますが、その対価として、一定のオプション料を受け取ることになります。

ニュージーランド政府は、IEP(国際エネルギー計画)協定上の石油備蓄義務量(90日以上)の確保のため、これまでもオランダ・イギリス・オーストラリアから同様の備蓄原油(石油製品)買い取り権を購入しておりましたが、今般の日本国政府との協定発効により、我が国の民間企業も、今年度からこの購入契約の対象となったものです。当社は、当該契約に関する国際入札に参加し、今般これを落札したものです。

IEA加盟国間では、一定の条件の下、他国との備蓄融通を可能とする同様の枠組みが既に存在しております。現在日本国政府としても、将来的にアジア諸国との備蓄融通も行えるよう、国際的な枠組みの整備および制度的手当てを検討しております。

当社といたしましても、本件を通じまして、石油備蓄に関する国際協力の一助となればと考えており、将来的には、同様の枠組みがアジア環太平洋地域全体に広がり、同地域のエネルギー市場の安定化に資することを切に期待しております。

【契約締結内容】

- 1.期 間:2008年1月1日～同年12月31日(1年間)
- 2.油 種:オマーン原油
- 3.数 量:115,740トン

以上